

中央区役所職員等表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中央区役所職員等の表彰制度について必要な事項を定めることにより、中央区役所職員の窓口等業務の取組意欲の向上と組織の活性化を図り、ひいては市民サービスの向上に資することを目的とする。

(表彰権者)

第2条 表彰は、区長が行う。

(表彰対象者)

第3条 表彰対象者は、次のとおりとする。

賞	表彰対象者
優秀職員賞	中央区役所所属職員（嘱託職員、非常勤職員を含む）
優秀職場賞	中央区所属職場（課、課内室、班等）

2 表彰対象は、職員の改善意欲や職場の改善風土をCHIPS！（改善報告）等によって選考委員会が総合的に評価し決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、賞状を授与することにより行う。

(表彰時期)

第5条 表彰は、原則として毎年度1月に行う。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、区長、副区長及び保健福祉センター所長で校正し、区長が主宰する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。